24年度市の財政状況を公表します

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にしていただくため、年2回、市の財政状況を公表しています。今回は、24年度（24年4月1日～25年3月31日）の予算、基金、市債の現在高、財産の状況などについてお知らせします。

詳しくは財政課☎470・7706へ。

市債の状況（25年3月末現在）

道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設を利用する世代にも負担をしてもらうことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として国などから借り入れを行っています。

◆市債残高＝387億8626万3千円
（内訳）一般会計＝2492億2162万1千円▽国民健康保険特別会計＝5000万円▽下水道事業特別会計＝138億1464万1千円

市民負担の状況

市の財源は、皆さんが納めている市税、国や都からの支出金などによって構成されています。

◆市民一人当たりの市税負担額＝14万2千円
◆一世帯当たりの市税負担額＝32万円

基金の状況（25年3月末現在）

基金は、家計で言えば「貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

◆基金現在高＝37億9051万6千円
（内訳）財政調整基金＝18億1315万6千円▽その他の基金＝19億7736万円

公有財産の状況（25年3月末現在）

公有財産とは、市が所有する不動産や動産などを言います。そのうちの土地、建物などの財産は次の通りです。

◆土地＝57万5379・09平方メートル
◆建物＝20万1976・67平方メートル
◆工作物＝145カ所
※金額は千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

■一般会計

予算総額　383億1,958万2千円
当初予算額は387億8,900万円でしたが3回の補正を行いました。
（歳入）収入済額　336億6,114万1千円（収入率）87.8%
（歳出）支出済額　340億2,532万3千円（執行率）88.8%

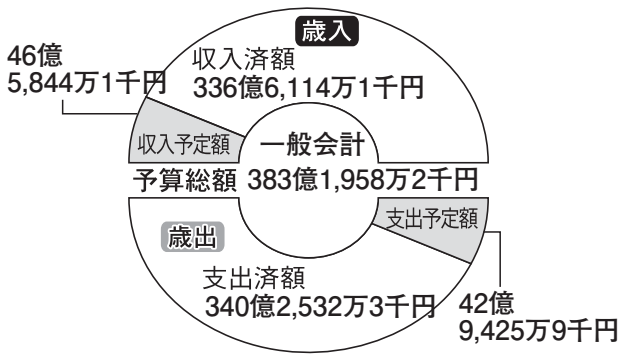

■国民健康保険特別会計

予算総額　129億4,402万6千円
（歳入）収入済額　119億1,547万3千円（収入率）92.1%
（歳出）支出済額　117億6,202万2千円（執行率）90.9%

■後期高齢者医療特別会計

予算総額　22億2,974万5千円
（歳入）収入済額　22億2,601万2千円（収入率）99.8%
（歳出）支出済額　19億1,407万8千円（執行率）85.8%

■介護保険特別会計

予算総額　65億9,065万3千円
（歳入）収入済額　59億9,431万円（収入率）91.0%
（歳出）支出済額　59億90万4千円（執行率）89.5%

■下水道事業特別会計

予算総額　30億4,983万2千円
（歳入）収入済額　25億4,546万円（収入率）83.5%
（歳出）支出済額　25億8,915万5千円（執行率）84.9%

※予算総額に対する執行率は、いずれも25年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間（4月1日～5月31日）」後に確定します。

既存の家屋に関する固定資産税の軽減制度

既存家屋に対して次の①～③の住宅改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事完了後、必要書類をそろえて3カ月以内に申告が必要です。

各軽減の種類・要件は次の通りです。

①耐震改修住宅軽減
昭和57年1月1日以前から存在し、現行の耐震基準に適合した改修工事（50万円超）を行っていること

②バリアフリー改修住宅軽減
平成19年1月1日以前から存在し、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方、および障害をお持ちの方が居住する住宅にバリアフリー改修工事（自己負担が50万円超）を行っていること

③省エネ改修住宅軽減
平成20年1月1日以前から存在し、窓の改修工事を含む現行の省エネ基準に適合した改修工事（50万円超）を行っていること

※②と③のみ重複して軽減を受けることができます。また、各軽減の種類によって、軽減率や軽減期間、対象面積が異なります。

【ご注意】この軽減制度は「家屋の固定資産税」のみが対象です。土地・償却資産の固定資産税、土地・家屋の都市計画税は軽減されません。

詳しくは課税課家屋資産税係☎470・7777（内線2342～2344）へ。

市民委員を募集します

「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会」

市では、安全で安心なまちづくりに関する施策の実施に必要な事項を協議するため、「東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。

同協議会で一緒に協議をしてくださる「市民委員」を募集します。

【推進協議会の役割】防犯に関する情報の共有を図り、犯罪のない安全なまちづくりを推進するために必要な具体的事項を協議していただきます

【対象】市内在住・在勤で、任期中の会議に出席できる方

【任期】委嘱した日から2年間

【募集人員】3人以内

申し込みは、7月5日（金）までに（必着）、「市民が安全に暮らすことができる地域社会の実現を図るための具体的方策」について800字程度にまとめ、応募の動機・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、〒203－8555、市役所防災防犯課宛て、郵送または電子メールで送信を。

※選考結果は、8月中に通知します。なお、応募原稿は返却しません。

詳しくは同課防災防犯係☎470・7769へ。

自立支援医療（精神通院）を受給している方へ

更新手続き

自立支援医療（精神通院）を受給している方は、有効期間が終了すると、自立支援医療費の受給ができなくなります。継続する場合は、必ず更新手続きを行ってください。有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。

更新手続きは、有効期間終了日の3カ月前から障害福祉課（市役所1階）で行うことができます。

診断書の提出は2年に1度

更新手続きにおける診断書の提出は、病状および治療方針に変更がない場合、「2年に1度提出」です。

前回手続きの際に診断書を提出している場合、今回の更新手続きでは診断書の提出は不要となります。なお、更新手続きは、毎年必要です。

【ご注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や、前回の更新時に診断書なしで手続きした方は、診断書の提出が必要となります。また「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明な方は、同課へご相談ください

所得区分の変更

保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きができます。

所得区分変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。

詳しくは同課地域支援係☎470・7747へ。

老化予防講演会・高齢者元気度アンケート結果説明会

「知らないと損をする老化のウソ・ホント」

老化は、日頃の取り組みで遅らせることができます。そのヒントが得られる講演会です。ぜひご参加ください。

また24年6月に実施した「高齢者元気度アンケート」の結果の見方や、市・地区ごとの傾向についても説明します。同アンケート結果で「介護予防に取り組みましょう」と判定された方は、10月からの老化予防教室に申し込みができます。

※配布済みのチラシに掲載されている日程が変更になりました。ご注意ください。

【日時】7月12日（金）午後2時～4時半（1時半から受け付け）

【会場】市民プラザホール

【対象】市内在住のおおむね65歳以上の方

【定員】先着100人

【講師】東京都健康長寿医療センター介護予防緊急対策室主任研究員の河合恒氏

【費用】無料

当日直接会場へ。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2502・2557）へ。

若さを保ち、自立した老いを目指して 老化予防に取り組みましょう！

「病気の予防」と「老化の予防」は違います。老化予防とは、単に病気を予防するだけでなく、老化のサインを早く見つけて対処することで「要支援」や「要介護」の状態になるのを防ぐことです。

老化予防は、その原因や予防策を理解し、自分で主体的に続けて取り組むことが大切です。「年をとったから仕方がない」と諦めるのではなく、できることから取り組みましょう。

いくつになっても、安心して住み慣れた地域での生活を続けられるように一緒に取り組んでみませんか。

◎老化予防を行うには

まず、ご自身の心身の状態を知ることが大切です。「高齢者元気度アンケート」を記入して「老化のサイン」をチェックしてみましょう。

「高齢者元気度アンケート」は、「基本チェックリスト」を含む生活や体の状態を伺うアンケートです。年齢とともに現れる「老化のサイン」に早く気付き、老化を先送りすることを目的に行います。今年度は12月ごろに送付予定です。

また、老化予防教室や講演会などにも、ご参加ください。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2502・2557）へ。